

## 矢作川 CN 推進協議会規約改定 新旧対照表

規約改定案	現行規約
<p style="text-align: center;"><b>矢作川・<u>豊川</u> CN 推進協議会規約</b></p> <p>(名称) 第1条 この会の名称は、矢作川・<u>豊川</u> CN 推進協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>(目的、役割) 第2条 <u>矢作川・豊川 CN (カーボンニュートラル) プロジェクトは、愛知県における矢作川流域・豊川流域</u>をモデルケースとし、“水循環”をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化をはじめ、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含め、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す<u>取組である。</u> 協議会は、矢作川・<u>豊川</u> CN プロジェクトの推進のため、既存の枠組にとらわれず、分野を横断した総合的なマネジメントを実施する。</p> <p>(構成) 第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員により構成する。 2 会長は、愛知県知事とする。 3 協議会の招集及び運営は会長が行う。 4 会長は、会長代行を指名し、その運営をさせることができる。</p> <p>(意見聴取) 第4条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。</p> <p>(分科会) 第5条 協議会は、対策案の具体的な検討を進めるため、協議会に分科会を設置する。 2 設置する分科会と、その分科会の会長及び事務局は別表2のとおりとする。</p> <p>(事務局) 第6条 協議会の事務局は、建設局河川課、環境局地球温暖化対策課及び経済産業局イノベーション企画課とする。</p> <p>(その他) 第7条 この規約に定めのないものは、会長が必要に応じて構成員に諮り処理する。</p> <p>附 則 この規約は、2022年8月1日から施行する。 <u>この規約は、2023年 月 日から改定する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>矢作川 CN 推進協議会規約</b></p> <p>(名称) 第1条 この会の名称は、矢作川 CN 推進協議会（以下「協議会」という。）という。</p> <p>(目的、役割) 第2条 愛知県における矢作川流域をモデルケースとし、“水循環”をキーワードに、再生可能エネルギー等の導入による国土強靱化をはじめ、森林保全・治水・水道からエネルギーまでを含め、官民連携で総合的かつ分野横断的にカーボンニュートラルの実現を目指す矢作川 CN（カーボンニュートラル）プロジェクトに着手した。 協議会は、矢作川 CN プロジェクトの推進のため、既存の枠組にとらわれず、分野を横断した総合的なマネジメントを実施する。</p> <p>(構成) 第3条 協議会は、別表1に掲げる構成員により構成する。 2 会長は、愛知県知事とする。 3 協議会の招集及び運営は会長が行う。 4 会長は、会長代行を指名し、その運営をさせることができる。</p> <p>(意見聴取) 第4条 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。</p> <p>(分科会) 第5条 協議会は、対策案の具体的な検討を進めるため、協議会に分科会を設置する。 2 設置する分科会と、その分科会の会長及び事務局は別表2のとおりとする。</p> <p>(事務局) 第6条 協議会の事務局は、建設局河川課、環境局地球温暖化対策課及び経済産業局イノベーション企画課とする。</p> <p>(その他) 第7条 この規約に定めのないものは、会長が必要に応じて構成員に諮り処理する。</p> <p>附 則 この規約は、2022年8月1日から施行する。</p>

矢作川 CN 推進協議会規約改定 新旧対照表

規約改定案		現行規約	
別表 1		別表 1	
矢作川・豊川 CN 推進協議会 構成員		矢作川 CN 推進協議会 構成員	
愛知県	知事	愛知県	知事
関係市町村	豊橋市長	関係市町村	豊田市長
	豊田市長	国	農林水産省 東海農政局長
国等	農林水産省 東海農政局長		経済産業省 中部経済産業局長
	経済産業省 中部経済産業局長		国土交通省 中部地方整備局長
	国土交通省 中部地方整備局長		環境省 中部地方環境事務所長
	環境省 中部地方環境事務所長	経済団体	愛知県商工会議所連合会 会長
水資源機構 中部支社長	中部経済連合会 会長		
経済団体	愛知県商工会議所連合会 会長	有識者	東京大学大学院工学系研究科教授 池内幸司
	中部経済連合会 会長		一橋大学名誉教授 山内弘隆
有識者	東京大学名誉教授 池内幸司		
	一橋大学名誉教授 山内弘隆		
別表 2		別表 2	
分科会の会長及び事務局		分科会の会長及び事務局	
名称	分科会長	事務局	
再生可能エネルギー分科会	建設局 治水防災対策監	環境局地球温暖化対策課、建設局河川課	再生可能エネルギー分科会
省エネルギー分科会	企業庁 水道部長	企業庁水道計画課、建設局下水道課	省エネルギー分科会
CO <sub>2</sub> 吸収量の維持・拡大分科会	農林基盤局 技監	農林基盤局林務課	CO <sub>2</sub> 吸収量の維持・拡大分科会
新技術・新システム分科会	建設局 治水防災対策監	建設局河川課、水資源課、経済産業局イノベーション企画課	新技術・新システム分科会